

提出書類チェックリスト改定概要

1. 建設業法施行令の一部を改正する政令の施行（令和5年1月1日）に伴う改定

○工事着工について（届）・現場代理人・[専任の]主任（専門）技術者届

（変更前）

- ・全ての工事（請負金額 3,500 万円以上は専任）

（変更後）

- ・全ての工事（請負金額 4,000 万円以上は専任）

○監理技術者届

（変更前）

- ・下請契約の請負代金総額が 4,000 万円以上の工事

（変更後）

- ・下請契約の請負代金総額が 4,500 万円以上の工事

※建築一式工事については、金額が異なるので注意のこと。